

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

新しい年を迎えて―助成財団と寄付― 熊谷 一雄	1
助成財団センターの 「東日本大震災支援基金」のご報告	2
公益財団法人に移行認定を受けた (答申ベース)助成財団のアンケートより	3
新制度移行に関するアンケートより	8
助成実務者交流部会の進捗状況のご報告	10
助成財団ニュース	11
インフォメーション／編集後記	12

新たな年を迎え早1カ月が経過する中、間もなく1年になろうとするあの東日本大震災を思うとき、被災された多くの皆さまに改めて衷心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興を心から願いつつ、今年こそは穏やかで、そして閉塞感に満ちた今日の日本社会の行方を明るく照らす光が射しこんでくる、そんな年になることを切に願うものです。

昨年の未曾有の東日本大震災とそれに伴う深刻な原発事故を体験し、多くの日本人が人生感や価値観を変える契機となり、自分も何かをしなくては、自分に何が出来るだろうかを考える中で、震災から7月末までに寄付をされた方は約8,500万人といわれ、これは15歳以上人口の約76%（前年の倍）に相当し、その寄付額は、義捐金が約3,600億円、支援金が約300億円、合計約3,900億円と推計されています。（日本ファンデレイジング協会編著「寄付白書2011」より）

当センターが実施しました同時期の調査で把握された助成財団の皆さまの寄付額は、約100億円（義捐金約80億円、支援金約20億円）にもなっていて、「助成財団はほとんど無力だった」と言われた阪神淡路大震災時とは様変わり、緊急時の社会的責任をしっかりと果たしたことに心から敬意を表する次第です。

加えて多くの助成財団は、被災地の復旧・復興を支援する助成プログラムにも取り組まれ、中には長期化する復興に対処すべく中長期にわたり支援するプログラムを立ち上げた助成財団もあり、大変心強い限りですがその数はまだ多くはありません。

時の経過と共に減少していく支援金やボランティア数が問題視される中、次年度の事業計画を検討されるこの時期に、社会的要請でもある中長期の視点に立った被災地支援の助成プログラムを個々の助成財団が可能な範囲でご検討をいただければと願う次第です。

もう一つの課題である新制度への移行は、移行期間が3年目の後半から4年目に入り申請件数が急増し、昨年12月末現在の内閣府関連の申請件数率は50%を超え、来年3月末では約96%が申請を済ませると見込まれています。また県ベースでの申請件数率は12月末で約33%でありまさにこれからピークを迎える状況ですが、最終的に公益認定を受ける法人数は制度改革前の公益法人概数2.5万法人の半数程度と見込まれています。その中でも助成財団の移行は順調に推移し、12月末の当センターの会員の皆さまの答申件数率は

新しい年を迎えて 助成財団と寄付

熊谷 一雄



約70%となっています。

しかしながら、移行後も財産の運用益、配当金等を収入源とする助成財団の運営環境は、EUの財政危機をはじめとする世界経済の信用不安からの異常な円高、株安をはじめ長引く低金利と相まって、かつてない厳しい状況にあることは皆さま共通した認識と存じます。

この状況下において、助成財団の安定的な運営や助成事業の維持・拡大に向けては、止む無く基金を取り崩したり、寄付金収入への依存度を高めていく等の取り組みが欠かせなくなっています。また新公益法人制度では300万円の財産で公益財団法人の設立を可能としており、既にいくつかの助成財団が設立されています。その収入源は資産運用には無縁で寄付金をもって助成活動に取り組んでおり、助成財団の収入源に占める寄付金の比重が変化しつつあります。

加えて、国は寄付をしやすい環境整備を推進することでわが国の寄付文化定着を目指し、寄付者優遇税制の対象法人数の拡大（公益法人制度改革や認定NPO法人制度の改正等）や税額控除の導入などによって国民一人ひとりの寄付意識が高まり、個人をはじめ企業、団体等による多くの寄付金がわが国の発展の一翼を担う時代の到来を期待しているともいえます。

このような、わが国における寄付の習慣や寄付文化の定着を目指す流れを鑑みると、助成財団の運営や社会ニーズに応える助成事業の維持・拡大に向けては、従来の運用収入・配当収入に加えて寄付金を如何に獲得し活用していくかということが重要関心事になってくると考えられます。

特に助成財団にあっては、収入面からみた寄付金拡大への取り組み（ファンデレイジング）と支出面からみた効果的な寄付金（助成金）支出への取り組みとの両面を視野に入れつつ「寄付金」をどう位置付けていくかを考えていく必要があります。

当センターでは、助成財団の「寄付金」に焦点を当てた今後の多面的な取り組みや制度上の課題、例えば収支相償の見直し・遊休財産の限度額の引き上げ等々の解決へ取り組み、あわせて「助成事業の社会に対する偉大な貢献」について多くの市民の皆さまの理解を深めてもらうための取り組み等も皆さまと力を合わせ取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き本年も皆さまご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

助成財団センターの 「東日本大震災支援金基金」のご報告

助成財団センターでは、災害発生から1ヵ月以上が経過し被災者の皆さまの生活支援が本格化してくる4月下旬から、理事会の承認を得て助成財団の皆さまならびに関係者の皆さまからの「東日本大震災支援金基金」の募集を開始し、9月末までに28法人、7名の個人の皆さまから約800万円の寄付を頂戴しました。

当センターでは、復興活動の長期化が予測され、5～10年先に地域復興の支え手に成長する今の子供達、夏休みを前にして心が傷つきながらも必死に頑張っている子供達を支援する活動に主ターゲットを絞りました。被災県のNPO支援センターやボランティアセンターから顕著な活動を行っているNPO法人や震災後新設された支援団体等30団体を推薦いただき、理事会で選任された「震災支援基金運営委員会（山岡義典委員長〔法政大学教授・日本NPOセンター代表理事〕）の4名の委員の皆さまによる選考を経て、下記12団体に支援金の配分を実施しました。（推薦者のNPOセンターと12団体のうち10団体の皆さまとは面談しその活動内容を確認し、2団体とは電話によるヒヤリングを実施しています。）

各団体では、申請された事業に使命感を持って鋭意取り組まれています。中には自分達も被災者でありながらも、その支援活動にける熱意には本当に頭の下がる思いで話を聞き、また活動現場を拝見してきました。今回の支援をきっかけとして、現地で更なる支援の輪が広がり、子供達が元気にまっすぐ育ってくれることを祈りつつ、ご支援いただきました助成財団はじめ関係者の皆さまに改めて心から感謝申し上げる次第です。

支援事業の内容は、当センターのホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。

（運営委員：安藤雄太、野崎佳子、山岡義典、田中皓（敬称略））

No.	支援先団体名	支援対象事業名・支援金額
1	NPO（法人） アスイク 代表者 大橋 雄介 【宮城県仙台市】 http://asuiku.sendai-net.com/	「仮設住宅で生活する子供と保護者のための、寄り添い型サポート事業」 支援金額：100万円
2	NPO法人 石巻スポーツ振興サポートセンター 理事長 松村 善行 【宮城県石巻市】 http://www.i-support.or.jp/	「わんぱくキッズスポーツ遊び出前事業」 支援金額：100万円
3	NPO法人 創る村 理事長 館屋 善敏 【宮城県東松島市】 http://www.geocities.jp/tsukurumura/	「未来へ向けた鎮魂と絆コンサート事業」 支援金額：100万円
4	岩手山田町・飯岡・大沢の会 代表 本館 隆夫 【岩手県盛岡市】	「飯岡・大沢・ビッグスマイル事業」 支援金額：100万円
5	NPO法人 岩手子ども環境研究所 【岩手県葛巻町】 理事長 吉成 信夫 http://www.5d.biglobe.ne.jp/~morikaze/	「動く森と風のがっこう&子どもキャンプ」 支援金額：100万円
6	SUCCESS（NPO法人申請準備中） 【茨城県鹿嶋市】 代表 渋谷 暁享 http://successinfo.blogspot.com/	「被災地の「こどものスポーツの夢」支援事業」 支援金額：50万円

No.	支援先団体名	支援対象事業名・支援金額
7	NPO法人 アフタースクールばるけ 【宮城県仙台市】 代表理事 谷津 尚美 http://homepage2.nifty.com/paruke/	「障害児の生活サポートのための理解促進事業」 支援金額：60万円
8	NPO法人 冒険あそび場 ーせんだい・みやぎネットワーク 【宮城県仙台市】 代表理事 大村 虔一 http://www.bouken-asobiba-net.com/	「被災地における子ども環境の整備と心のケア」 支援金額：60万円
9	国際交流協会ともだちin名取 【宮城県名取市】 会長 相澤 善美 http://blog.canpan.info/tomo_in_natori/	「地球市民震災支援事業」 支援金額：30万円
10	ハートネットネットワーク 【岩手県盛岡市】 代表 吉田 真二 http://blog.canpan.info/heartynetwork/	「みんながガキ大将プロジェクト」 支援金額：50万円
11	希望の花いわて3.11プロジェクト 【岩手県岩手郡滝沢村】 代表 吉川 三枝子 http://www.kibounohana311.org/	「陸前高田メモリアルロード復興プロジェクト」 支援金額：20万円
12	NPO法人ザ・ビーブル 【福島県いわき市】 理事長 吉田 恵美子 http://www.iwaki-j.com/people/	「いわき市小名浜地区被災者支援コミュニティスペース整備事業」 支援金額：25万円



公益財団法人に移行認定を受けた(答申ベース) 助成財団のアンケートより

平成23年6月末現在、全国で698法人の助成財団が移行認定を受けているが、それらの助成財団を対象として「Ⅰ. 移行から登記まで」及び「Ⅱ. 移行後の財団運営等」に関するアンケートを実施し、これから申請を予定されている財団の参考に資すると同時に新制度の課題についての提言をお願いしました。ご協力いただいた222法人(回答率32%)からの回報を下記の通り報告します。

Ⅰ. 移行申請から登記

(1) 申請前に行政庁に事前相談をしたかどうか。

1. 事前相談はしなかった	55
2. 事前相談をした	163
3. 無回答	4

7割以上の財団が事前相談を行っている。相談の主な内容は定款作成・変更、理事・評議員の選出方法や、理事会等の開催方法について、公益事業の区分について(公益性の判断等)、会計(収支相償、役員報酬等)についての相談が多い。相談の結果としては、修正や変更を数カ所から数十カ所求められることもあったが、親切な指導で役に立ったとして、事前相談は行った方がよいとする財団が多い。

(2) 申請後、委員会との打合せが開始された時期

1. 7日以内	16
2. 14日以内	15
3. 21日以内	15
4. 30日以内	44
5. 40日以内	20
6. 50日以内	18
7. 60日以内	19
8. 70日以内	3
9. 80日以内	2
10. 90日以内	5
11. 100日以内	2
12. 100日以上	5
13. 無回答	54

最短1日、最長170日

1週間から2週間以内というところも31財団あるが、1ヶ月以内が54%で、2ヶ月以内が35%と前年がそれぞれ45%、37%となっているのと比較すると申請してから打合せが開始されるまでの期間は、「申請受付から1ヶ月以内にコンタクト」の方針が出されて以降着実に短縮傾向にある。

(3) 委員会から補正・修正を求められた事項

一番多いのは定款や申請書の字句の簡単な訂正程度であるが、事前相談の時と比べると、公益性の判断等でかなり突っ込んだやり取りがなされていることが多い。公益事業の説明については事業概要や公益性の内容について、より詳細な説明の追加を求められることが多いようだ。ただし、その一方であまりに専門的になり過ぎると審査ができないので概要を記述するように言われたとする財団が一件あった。

(4) 臨時役員会の開催

1. 開催しなかった	52
2. 開催した	155
3. 無回答	14

	臨時理事会	臨時評議員会
1回	91	81
2回	42	41
3回	11	5
4回	6	2
5回以上	3	2

公益認定を受けるために臨時の役員会を開いたかどうかは70%が開いており、その回数は1回が91財団で全体の59%である。最多は9回開催というところがあった。臨時評議員会も1回が81財団でほぼ同様に、最多は5回開いた財団が2財団あった。

議題は、最初の評議員選定の規程および候補者の確定が一番多く、次いで定款の変更の案の確定、役員報酬等の諸規程の確定などがある。

一方、定例の理事会だけで申請から認定に至った財団も24%ある。

(5) 移行登記手続きについて

1. 自力で行った	76	→経験者	いる	32
2. 外部に委託	132		いない	41
3. 無回答	14		無回答	3

財団内のみで行った財団は76財団あり、全体の34%であるが、そのうち32財団（54%）は登記事務の経験者がいないにもかかわらず、自力で登記まで完結している。自力で登記しようと思えばできる内容ではあるが、時間的、人的労力はそれなりに必要なため、少人数の財団では、司法書士等に委託した方が無難であろう。ただし、その際でも事前に司法書士や登記所と十分に打合せを行うことを挙げている。新制度になって3年が経過しているが、まだまだ申請する側も受け付ける側も経験がすくないため、事前の打ち合わせは必須といえる。

II. 移行後

（1）移行後の理事会・評議員会について

これまでは多くの財団が便宜上、理事会と評議員会を同時に開催してきたが、新制度では認められず、しかも委任状による出席も認められていないため、過半数の出席者を確保できる日程を決めるのに苦労しているという回答が圧倒的に多い。そのための事務作業や経費が大幅に増加しているとする指摘が多い。確実に出席いただける人を選んだつもりでもなかなか揃わなかったと記入してきているところもある。また、同日開催がなくなったため、理事と評議員のコミュニケーションの機会が無くなってしまったことを憂慮する回答もあった。

いずれにしても今後の財団運営においては、かなり早い段階から理事会・評議員会の開催準備をする必要がある。

中には、新しい定款に決算理事会の開催日を5月と固定したため、スケジュールがタイトになって苦労したと記入してきたところがあった。

また、理事会と評議員会の立場が変更になって、承認事項か、議案か、について戸惑いがあった。

理事改選の場合、評議員会で選任後、代表理事等の互選のためだけに理事会を開くのはつらい、また、実際に理事長の空白が10日ばかりになってしまい、法務局から指摘を受けたとする財団もあった。さらには理事の任期の扱いに誤りがあり、全員にいったん退任していただかなくてはならなくなったという財団があった。

一方では、理事会と評議員会のそれぞれの機能が明確となり、株式会社の取締役会と株主総会の関係に近くなったので、問題はなかったとする財団もあったが、同様の理由で法の解釈や根拠をたどるのに苦労したとする財団もあった。

（2）定期提出書類の作成等に関する問題点、要望事項等

事業年度終了後3ヶ月以内に提出する定期提出書類は、移行申請書とはほぼ同じ分量であるため作業量が膨大であり、何とか簡略化をして欲しいという要望が圧倒的に多い。

特に別表C（遊休財産）や別表H（公益目的取得財産残額）等の扱いが複雑で分かりにくいといった声が多くみられた。

また、これらの記入のための手引もわかりにくいし、電子システムも分かりにくかったため、高齢者には難しい、と改善を要望する声も多かった。

また、「納税証明書」の提出が毎年求められていることも、せめて数年に1度にしてほしい、あるいは収益事業を行っていないのに提出が求められるのは疑問だという声も多数あった。

このように提出書類の多さにこれまでより「官の統制」が強化されただけではないかという声もあった。多くの助成財団の職員は2～4人という少人数なところが圧倒的に多い。旧法人以上の事務作業が発生したために、本来の公益事業へ力を向けられなくなることがあってはならないであろう。

（3）要望、質問、アドバイス等

以下、フリー記述で、移行に際しての要望や、後続の財団に対するアドバイスを記入していただいた。重複もあるが、主なものを挙げる。

■要望、意見

- 収益事業の剰余金（50%）が毎年積上がっていくと、どうしても不必要な額を収益事業でもってしまうことになる。
- 移行申請手続きは、提出書類のボリュームが大きく大変だった。もう少し簡略化できないものであろうか。特にG表一事業別の収支計算書は細かいすぎると思われる。従って、今後の定期提出書類にも同じような手間をかけて用意しなければならないので心配している。
- 「定期報告書」の簡素化を望む。財務諸表をキチンと法に基づいて「公財」の3つの基準①公益比率50% ②収支相償 ③遊休財産だけの資料で良い。そうでないと、民は多忙となり、官の担当者も多忙となる。そして、双方、メリットはない。喜ぶのは仕事が増える専門家（公認会計士 等）のみである。
- 理事会、評議員会の同日開催を認めて欲しい。
- 新・新会計基準における財務諸表の作成に苦労した。（PCA会計ソフトを平成23年度から導入した。）
- 特に公益事業のみを行う公益財団法人においての決算に係る定時評議員会の開催について、会社法をそのまま適応して、事前に理事会の決議を別途とっておくことの必要性は全く意味をなさない。公益法人は認定基準を満たし特定の人や団体に利益をもたらさない事が証明されているわけだから、両会議を同時に開催しても何も問題があるわけではないことは明白である。経費と労力のムダである。
- 定期提出書類について、事業報告など、申請時と同様のチェックポイントの説明などをするのは、手間ばかりかかるように思うわれる。
- 単年度ごとの収支相償を求められる公益目的事業について、繰越黒字は、解消するまで、報告が必要とされ、その対応が審査されることに対して、一方、繰越赤字は認められな



- い現在の方法について、疑問を抱かざるをえません。収支0または赤字が単年度とに求められれば、その事業、さらには法人はいずれ存続できなくなるのは明らかです。収益事業等は、ほとんど財源はありません。
- 他の団体の理事（評議員）との兼任が1/3を超えてはならないとの規定は、実際にはどこまでの団体が対象なのか不明だし、実際意味がないと思う。理事会の人数が少ないケースでは、例えば、大学を移った場合など、ひっかかるケースが出てきてしまって、困ることになるのではないかと。同窓会の理事まで考える必要が果たしてあるのか。
 - 事務局長だけという小さい財団の場合、どこまで日常的に厳格に記録保存等しなくてはならないかわからない。
 - 我々のような配当金を財源とする財団にとって、収支相償は常に困難が付きまとい、遊休財産額も余りにも少なすぎる。安定的な事業を推進するために制度の改革を望む。
 - 公益財団として行われなければならない事務手続き、届出、開催すべき会議など系統的に示す資料があれば便利と思う。電子申請については、もう少し、入力方法などが改良され、記載例など掲載されれば、より利便性が増すと考える。
 - わかりやすい手引き、相談センターの設置。特に電子申請業務。
 - 運営や会計に関するもっと具体的な資料があると良いと思います。
 - 新寄付税制の成立・施行にともない、所得税の税額控除方式が、選択可能となったが、公益認定とは別申請をする必要があった。一本化はできないものか、と思う。
 - 新々会計について小規模の財団には複雑すぎる。
 - 定期提出書類を簡易にしていきたい。
 - 少人数の職員の法人では、担当者が変更となった時等に、事務手続きをマスターするまで、多大な労力を要する。規模の小さな法人については、提出書類の提出内容が簡易になることを要望する。
 - 当財団の事業は、奨学生の募集・選考、図書教材の募集・選考等が年度の前半（4～7月）に集中しており、非常に多忙である。定期提出書類の提出（そのための理事会、評議員会の開催）も4～6月にあり、更に多忙となっている。定期提出書類の提出について特例を認めてもらえないかと思う。もう少し、遅らせてもらいたい。また、当財団は、収益事業は行っていない。納税に関する証明書3通の取得は、煩雑な作業となっている。これは、不要にしてもらいたい。
 - 公益事業を4区分としているが、支出毎に4区分に仕分けする作業は大変である。
 - 移行後の新法人の運営で従来との違いが一覧できる資料があればアドバイスいただきたい。
 - できるだけ自由で柔軟な（使い勝手のいい）制度に改正して頂きたい。
 - 内閣府や各行政庁は、移行後の法人運営が円滑に進むよう、注意点や参考テキストの作成など、サポートを行うべき。
 - 制度初期に移行した法人については、後に見解が緩和された部分については（例えば、管理費や固定資産をできるだけ按分して、事業費に振らせる等、無理やり振った部分は、後々の処理がとてもむづかしい）修正を積極的に認めてほしい。
 - 条例設置の県審議員委員は県職員とみなす3分の1規定については、地方は人材が不足していることから、見直しを願いたい。
 - 公益目的事業100%法人の法人会計廃止；管理費も全て公益目的事業のためのものであり、不要。（報酬、給与他経常費用のチェックで必要十分）
 - 財務3原則の見直し；特に、「好環境下で、寄付金や運用益の一部をプールし、厳しい時期には、公益目的事業のために取崩す」というのは（民間では）当然のことであり、安定的な事業運営のために不可欠。
 - 法体系の見直し；ガイドラインやFAQ頼りでなく、もう少し、規則等で書き込み、判りやすくすることが必要。
 - 関係法令が膨大で難解である。参照条例、準用条例が多いので、読み通すことが困難である。
 - 法律があり、施行例があり、ガイドラインがあり、FAQがあり、これらすべてを読了しないと、申請書が書けないのは、余りにも不親切である。これらを体系的に整理して、法律と解説書を読めば、誰でも理解できるようにするべきである。その際、財団法人と社団法人の区別、補助金を受けている団体、収益事業を行っている団体、補助金も収益事業もない団体を明確に区分して、簡単明瞭な手を望む。
 - 財団の大・小にかかわらず、報告量が多くて大変です。
 - 移行登記に際し、内閣府電話相談と地元の法務局との見解の相違があり、登記書類作成にあたり、財団事務局にとまどいがありました。（結局、地元の法務局見解に従いました。）
 - 全体として、作業の負担が大きいです。（事務局の人数が少ない法人は手が回らない。）
 - 公益認定の財務基準（特に収支相償）が会計基準を変な方向と処理にしているような気がします。（16年→20年基準）
 - 一旦採用した学生を最短修業年限は面倒をみるという奨学事業における性質もあり、収入の中から修業年限分の奨学金費用をストックしておくことができないことは、当会・学生双方にとって大変なリスクである。また、収入を全て支出にまわすことを続ければ、法人の永続的な事業の継続は至難の業と言わざるを得ない。そのため、収支相償の要件の緩和、もしくは見直しを切に願うものである。
 - 移行申請後、委員会から申請書修正に当たり、明確な指導がなかったため、調整に相当の時間と労力を要した。
 - 公益法人制度の法律は、小法人にとって非常に厳しい。専門的な知識を持った者はおらず、コンサルに頼らざるを得

ない。コンサルは費用が高く、いつまでも利用できない。

■アドバイス

- とりあえず、窓口へ接触してみないと県や人により対応が違うかもしれません。
- 公益目的事業会計と法人会計の線引きをハッキリさせておくことが肝要と考える。後々迷うことのないようにしておく必要がある。
- 電子申請で行う場合、当初不慣れな為、操作手順が進まない事がある為、申請ボタンを押すまでは、何度でも修正がきくので、慣れることが必要。
- これから移行申請手続きを行う法人には「案ずるより産むが易し」とお伝えしたい。まず、申請書をダウンロードして自ら書き始めるのが良いと思います。
- いろいろな按分を考え、事業はなるべくまとめたほうが良いと思われる。
- 申請時に、事業の概要を詳細に書きすぎて、少しの変更でも変更の届出をしなければならなくなってしまった。多少の変更に対応できるよう大まかに記入したほうが良いと思う。
- 以前は企業会計ソフトで計算してから、決算書を作成していましたが、新・新会計基準では、公益法人会計ソフトがないと、とても大変です。公益性のPRのためにはホームページも必要ですし〜。結局、公益法人会計ソフトとHP作成ソフトを入れました。
- 個人コンサルタントや法律事務所等への相談は、経験不足もあり、かえって混乱をおこす場合もあること。
- 助成財団センターや公益法人協会のように権威と実績・見識のある機関に相談すること、電話やFAX、郵送などでの公益法人移行セミナーやガイダンスはあてにならないこと。
- 細部での不明な点が山のように出てくるが、自分たちだけで悩まず、相談すること、あるいは思い切って申請すること。
- 内閣府の相談員の方の言葉、「我々は荒さがしする訳ではなく、誤りがあればそれをどう修正すべきかをサジェスチョンするのが仕事です」。
- これから申請する財団は、できるだけ事業区分を少なくすること。
- 素直な気持ちで対応すれば自ずと結果に導いていただけたと思います。
- 移行申請に際しては、できる限り講習会等に多く参加し、疑問点を都度解決していくように心がけるようにしました。移行された財団等を訪問してノウハウをお聞きしたりしました。内閣府認定等委員会事務局への電話、又は訪問相談をして、ささいな疑問点を他に聞くことで手続きを進めてきましたので、全てずぶの素人でもできたのですから積極的に回りの協力をあおぐことが大切かと思います。
- 既に公益認定をうけている財団法人、社団法人や経験のある司法書士と相談されるといいと思います。
- 定款案は、内閣府のモデル通りに作成するのが最善である。
- 移行後の新法人の運営にあたっては、先々のスケジュールを想定した対応や手当が必要だと思う。
- 新法人の移行登記前後の手続きを遺漏なく進めるとともに、必要経費を確保（予算計上）しておくこと。主要事項は次のとおり。
 - ・代表者印の改印と法務局への改印届
 - ・設立登記と新旧主務官庁への届出
 - ・新法人としての周知や届出（挨拶状、プレスリリース、銀行・税務署等への届出、看板・印刷物の名称変更等）
 - ・旧法人の決算（残高証明・時価評価取寄せ）
 - ・新法人の事業計画・収支予算の作成
- 助成財団センターや公益法人協会より公開されている申請書の実物を参照すると良い。
- 公益区分をまとめることができるのであれば、1本にまとめる方が良いことは事明であるが、主務官庁との調整が難しい。
- 移行申請手続きに関しては、内閣府への送信後、全てのデータが手元から無くなってしまうので、コピーをとっておかないと記録が残らない。（とくに、内閣府の画面で入力した資料について。）
- 当財団は芸術文化活動への助成活動として①助成金の交付②稽古場等の貸与を行っているが、何れも同じ考え方のもとで一元的に行っているため、1つの公益目的事業として申請したところ問題なく了承された。このように異なる事業形態であっても公益に解釈されるケースは多いようなので、申請の際はなるべく事業をまとめることをおすすめしたい。
- 事業費管理費区分については、ルールを決めれば特に障害はない。
- これから申請する場合は、既に各財団でのひな型があるので、定款の内容は別に申請書等はそれに合わせていくのが得策。
- とにかく早く申請した方が良いと思う。
- 認定等委員会は、上層部は大所高所の考えを持つ方で構成されていると思う。一方、担当官レベルは、とくに教科書通りでない応用編への対応、判断力が弱く、時として法律も求めているような独自の解釈を強弁する事がある。理不尽と感じたら、助成財団センターやメンバー会員に相談し意見をもらうのが良いと思います。
- 移行申請手続きは、「案ずるより産むが易し」。主務官庁のアドバイス通りにやれば、必ず成功する。
- 常に公益事業のために財産の運用収益や寄付金、収益事業の益金が使用されているかを心に止め置くことが必要である。
- 振りかえって思うことは、定款については、モデル定款（認定委員会の）に近ければ近いほど、指摘事項が少ないということだったと思います。認定を受けることだけで考えれば、独自のことを考えると苦勞するだけだった気がします。
- 財産を公益事業会計と法人会計に分ける必要があるが、両



者の共用財産とする場合は、その配賦の根拠を明確にしておくことが必要。理事会決議や資産管理規程で明示するようにしておくのが良い。

- 公益目的事業の数は、できるだけ絞った方が良い。
- 公益財団法人に移行して1年が経過し、運営も序々に軌道に乗りつつあるもののまだ「安定飛行」の段階には到達していない。当財団のような事業は公益目的事業一事業だけ、収益事業なし、収入は有価証券の利息だけというような単純極まる財団においてさえも、この1年間で湧き出した問題は数挙に暇がない。収益事業を行っていたり、公益事業を複数抱えていたりする法人ならなおさらであろう。移行が完了したら、一巻の終わりではっと一息などとは夢にも思わないことである。
- 弁護士等の専門家の助言が有益だと思うが、実務経験豊富な識者の助言がある意味それ以上に有益だった。
- 理事会・評議員会の決議が必要な事項（定款の案等）は、決議前の事務局案の段階で事前相談に行けばよかったかもと後悔した。
- 申請手続の方法や提出書類の作成を含めて、行政庁や申請窓口の担当者との相談が重要です。小さなことで確認をとりながら進めると移行までの期間を短縮できると思います。
- 急がず、あわてず、じっくりと何人もの専門家や経験者のアドバイスを憶することなく受けて下さい。
- 申請手続には、種々のデータが必要となり、その基礎データをしっかり作成保存しておくことが重要である。
- 定款（案）について、申請前の事前相談をしていなかったため、詳細な変更が必要となった。定款（案）や申請書の記載内容については、事前相談しておいた方が良いでしょう。
- 理事の停止条件付選任の実務に注意
- 事業区分ごとに会計処理をするので、あまり区分の数をふやすと将来苦勞することがある。将来新たな活動を追加できるようにある程度包括的な区分にした方がよいと考えています。
- これから申請する法人の方には、ぜひ委員会に対して「どうしても公益財団（公益社団）の認定を受けたい！」と言う強い熱意を感じて貰えるように働きかえないといけなと感じました。窓口担当者の姿勢が大事です。
- 移行認定後の手続等は事前に「認定された場合に就任する」等の承諾書によって準備しておくべきだと思います。

■その他の意見等

- 奨学資金積立基金の事務的取扱いについてご教示頂ければ幸いです。
- 移行後の新法人の運営は法令を遵守して行うことになるが、「この事は、この法令によりダメですよ」とか「この事はこ

の法令に従い、この様にする」といった、具体的な運営事例と法令を関連づけたような書籍がないように思うが、あれば教えて頂きたいし、なければ早い時期に出来ることを望む。例えば、理事会・評議員会の代理出席・委任状出席は認められないとは、どこにその事が決められているか？

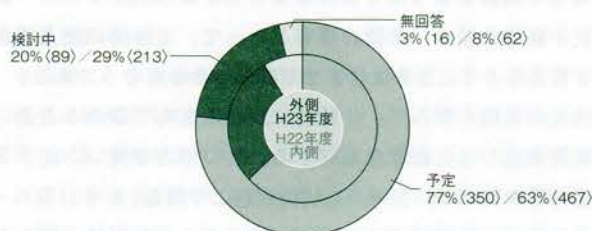
- 日常の経理処理については、按分が多く端数処理等煩雑になってしまう。また、20年基準は全体を把握しづらい。
- ＜税法上の問題で悩んだ点が2つ＞①「法人の管理運営に充てる」と指定された寄附金は、特定公益増進法人への主たる目的である業務に関連する寄附金なのかどうか。②非常勤役員への謝金の支払時の源泉徴収税額はいくらなのか。
- 会計処理が従来に比べ手間がかかるため、増員が必要になった。
- いわゆる政府系財団では、理事、理事会と評議員・評議員会との役割をきっぱりと分けることが難しい。プロパー職員が経験を積み、常勤の理事となって、主体的に法人運営を行えるようになるには、まだ時間がかかりそうである。
- 法人の規模を問わず、一律的に新制度をあてはめることに疑問を感じる。法律を遵守することに労力を使い、従来業務に手が回らないといった状況が起こり得る。
- 移行前は、特定公益増進法人であった為、移行後の届出や業務過負荷感はない。
- 財団名に「公益」が付されたことで、財団の存在感が高まりました。一方で、公益財団として、活動の「公益性」「透明性」等を強く意識するようになり、活動の質的向上が見られました。
- 会員の移行認定を取得し、仕事が終了したように思っているが、監査レベルは上がり、監査法人が求める内部統制もきびしくなり、事務局の仕事量は以前に比べて増えている。それ以上に、将来の財務体制を考えると運営はとても厳しい。その一方で、同業の一般社団、一般財団が次々と設立されている。それらの一般社団、一般財団は、社団、財団と名のつて、やりたい放題である。助成財団では問題が無いのかもしれませんが、今後、この盲点を利用した被害がでなければいいと思います。
- 以前より公益性、特に新しい公共としての役割を意識することができた。公益法人改革を行い、組織の見直しとして、公益法人がより市民のためになる法人となれると良い。
- 移行後の新法人の運営：公益社団法人として大きな名誉と信用の下に、事業の遂行には計り知れないメリットを感じる。
- 日常の経理処理：2年目を迎えおおむね軌道にのった。
- 移行認定後、全職員には公益財団法人になるとどこが違って来るのか、どう運営していけばよいかについて、全職員研修をはかりました。職員も公益性をもっと追究し、自覚しなければいけないと強い使命感がでてきたように思います。

新制度移行に関するアンケートより

2011年も昨年と同様、助成団体データベース調査対象の助成財団を対象に、新制度移行に関するアンケートを行った。全国1,013の財団法人・社団法人にアンケートを実施し、581法人から回答を得た。このうち、126団体は7月時点ですでに申請済み、あるいはすでに答申がでていたため、以下はそれらを除いた455団体で集計した。

集計の結果として、昨年の調査と傾向としては大きな変化は見られなかった（JFC VIEWS 69号参照）。主な特徴的な集計結果を以下に示す。

1. 公益財団法人への移行申請の時期



公益認定の申請予定時期を決めている法人77%、検討中の法人は20%となっており、移行時期については、全体の3/4の財団が決定している。

申請を予定している時期は、

平成23年の後半が53%

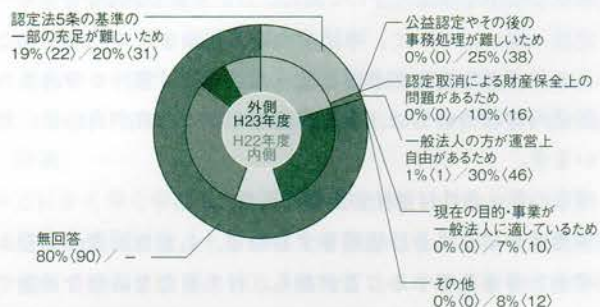
平成24年の前半が30%、後半が14%（合計44%）

平成25年以降が3%

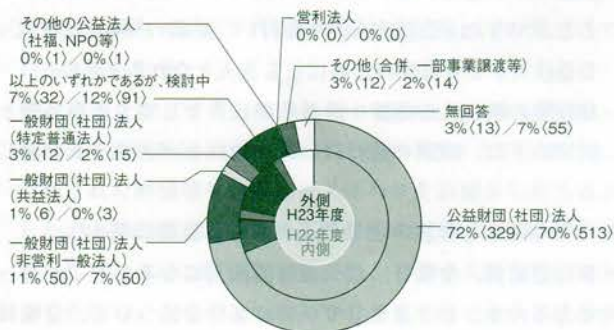
となっている。多くは24年4月1日移行登記を目指して、23年中に申請を出そうとしていたことが分かる。23年度中に5割、24年度中に残り5割が申請を行う予定である。

昨年調査では70%の法人が公益財団法人に移行することを予定しているが、今回でも72%となっており、公益法人への移行は前年と同じであるが、一方、一般財団への移行が前回9%であるのに対し、今回は15%とやや増加している。合併や解散（自治体等への事業譲渡）等を視野に入れ、現在検討中を行っている財団も前回の2%から10%（14団体）に増えている。

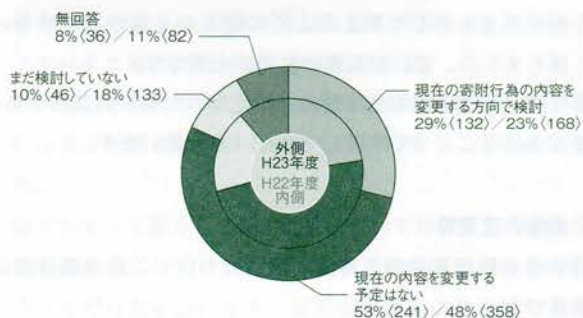
公益法人へ行かない理由については、今回はなぜか無回答が多かったが、回答の中では、認定法5条の基準の充足が難しいと答えたところが圧倒的に多く、他は一般法人の方が自由であると答えた1団体のみであった。



2. 移行する法人形態



3. 「定款」に記載する「目的」について



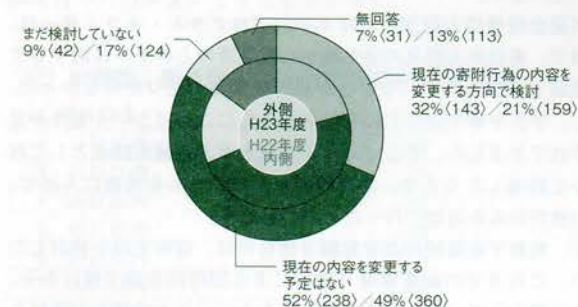


定款の財団の目的の見直しについては、53%（4%増）の法人が変更予定はないとし、見直しをする方向で検討しているのは29%（6%増）となっており、この段階で8割強が「目的」の検討を終えている。

検討内容としては、以下のものがある。

- 20年前に作成した寄付行為なので、文言が現状と合わない点があり、その修正を行う。
- 狭義の目的とならないよう、大きな事業目的で定義する。
- 従来の教育文化に加えて、地域振興を目的に加える。
- 複数ある主たる事業を分離し、一本化する。
- 留学生OB、OGも対象に入れた目的とする。（奨学財団）
- 支給対象を拡大する。
- 現在、「青少年の健全育成」を目的とした事業を行っているが、「目的」上の記載は必ずしも明確ではなかったことから「青少年の健全育成」を目的に明示した。
- 表現を簡略化した。

4. 「定款」に記載する「事業」について



	H23	H22
①現在の寄付行為の内容を変更する方向で検討	143法人 32%	159法人
②現在の内容を変更する予定はない	238 52	360
③まだ検討していない	42 9	124
無回答	31 7	113

事業拡大	61法人
事業縮小	56
無回答	26

昨年は定款に記載する事業内容については、見直すことを検討している法人は21%であったのに対して、今回

は32%と1割強増加している。現在の事業を継続としている財団は昨年49%に対して今回は52%と微増であり、事業内容を見直そうという財団が増えている。その見直しの方向は、61法人が事業を拡大する方向で、56法人が縮小方向で検討となっている。

事業見直しの具体的内容は以下のとおりとなっている。

[拡大]

- 地域における多文化共生事業に関する事業の追加
- 人材育成と市民活動支援のための事業の追加
- 奨学生に対しての「補導」事業は、当然行うべきものとして、あえて記載せず削除する。
- 個別事業の見直しを行い、事業の目的・方向性を整理した。
- 実際に行っている事業内容をよりの確に表現する。
- 全ての事業について公益事業とする。
- 現行寄付行為で4つの事業であらわしているのを2つの事業に集約する。
- 現行の寄付行為で「その他事業」として行っているものを特定化して表す。
- 基本となる事業は変更予定はないが、収支相償とするため、具体的な内容を拡充する方向で検討している。
- 公益目的事業に、「普及啓発活動」を加える。
- 内容は変更ないが、事業のウェイトが従来と異なってきたので、順番を入れ替えた。

[縮小]

- 公益目的事業として認定困難な事業を分離する。
- 現在、将来にわたって実施する見込みのない事業を削除。
- 現行の寄付行為では地域限定をしていないが、事業の範囲を特定した。
- 調査及び研究に対する助成を縮小・整理する。
- 研究施設への助成の部分削除する。
- 現在休止中の事業については廃止として削除する。
- 当初の目的に達したと考えられる事業は削除。

助成実務者交流部会の進捗状況のご報告

助成実務者交流部会（略称：実交会）は、10月に、プランAとプランBに分けた形で第4回を実施し、12月に第5回を実施しました。そのご報告をいたします。

★第4回実交会をプランAとプランBに分けた意義

平成23年12月に発足した実交会ですが、皆さまのお力添えもあり、会員数が当初の2倍に増加いたしました。これ自体は大変ありがたいことなのですが、その結果として、会合での会員内部でのコミュニケーションの密度がなかなか深まらないという悩みが出てきました。それに対応するために、第4回実交会は、財団の運営に関する規程に焦点を当てたプランA、選考の際の助成対象者や選考委員会との関係性を取り上げたプランBに分けて実施しました。それぞれの内容については以下の通りです。

★プランA

プランAは、平成23年10月6日（木）に助成財団センターのミーティングスペースにて午後3時から開催しました。参加者は17名でした（以下は、当日の会合の様態です）。



プレゼンテーションは、中富健康科学振興財団の城戸久夫事務局長、水谷糖質科学振興財団の加藤俊事務局長のお二人です。それぞれ、「民間助成財団の規程—財団運営の中での理事職務権限規程の運用に焦点を当てて」という題目で両財団とその助成事業の概要を報告の後、理事の職務権限についての考え方とそれが定款あるいは規程にどのように反映されているのか、が主な内容です。続いて加藤記念バイオサイエンス振興財団の江口有事務局長の司会に従って、質疑応答がなされました。代表理事を複数名置く制度と一人に絞る制度の対比、モデルを参照しながら規程を作るケースと、財団独自の状況を踏まえて作成するケースの対比などのいくつかの論点が出てきました。また質疑応答の終了後に、懇親会を開催し、お互いに交流を深めました。

★プランB

プランBは教弘会館ホテルグリーンパークにおいて、平成23年10月13日（木）に開催しました。21名の参加者で、中にはプランAと掛け持ちで参加される熱心な方もおられました。プレゼンテーションは、福武学術文化振興財団の橋本律子さん・廣石由加さん、池谷科学技術振興財団の堀越喜紀さんの三名です。司会は、社会安全研究財団の神垣真理子さん、トステム建材産業振興財団（現LIXIL住生活財団）の水野恵さんの二人です。福武の二人は、「助成担当者と申請者・助成者とのコミュニケーションの課題」について話をされ、同財団がこの領域をどのように運営されているのかについて解説されました。堀越さんは、よりよい財団運営のために、選考委員会と事務局・理事会との関係の密度を上げるといった問題意識のも

とに話をされました。続いて助成対象者、選考委員会、理事会といった実務担当者を巡る重要なステークホルダーとのコミュニケーションのやり方を巡って活発な意見交換が行われました。

付記しますと、このプランBに関しましては、会合の前に、話題提供者や司会の方を中心に2か月にわたり入念な打ち合わせを重ねました。このプロセス自体が、非常に有益なものだという印象を持ちました。今後ともそのような実務担当者の相互研鑽の場として、実交会プランBが活用されればと願っています。

★第5回実交会のあらまし

第5回実交会は平成23年12月22日（木）に教弘会館 ホテルグリーンパークにて開催しました。題目は「東日本大震災へのかかわり」で、参加者は25名でした。

プレゼンテーションは、サントリー文化財団の浜橋元事務局長、笹川記念保健協力財団の中村あかねプログラム・オフィサー、庭野平和財団の高谷忠嗣事務局長の皆さまです。司会は、吉田育英会の佐久間功事務局長です。前二者は、大震災からの復興の過程に支援を行い、後者は熟慮の結果、直接の助成は行わなかったという事例です。

浜橋元事務局長によれば、サントリー文化財団の場合は、「地域文化賞」という表彰の枠組みを使って、復興への支援を行ったわけですが、その際の問題意識として、被災エリアに対して何ができるのか、そして同財団らしい支援とは何か、といった議論があったとのことでした。そのうえで、「被害が大きかったものの、文化活動の再開が地元に勇気を与える団体を支援」という方向性を決めて、かつての受賞団体の中から、複数の団体を選び、特別賞を進呈しました。また間接的な支援として、阪神淡路大震災を経験したかつての受賞団体からのメッセージなどを財団のホームページを通して発信されています。

笹川記念保健協力財団の中村あかねプログラム・オフィサーは、同財団で、東日本大震災の発生後から被災者の心のケアに関する支援を検討されましたが、なかなか適切な案件が見つからなかった。しかし、学会や研究会などに参加するうちにこれはという案件が見いだされてきました。そこで、自主事業とするか研究助成として行うのかを議論したうえで、事務局のキャパシティを考慮に入れて、公募の研究助成を追加で行ったとのことでした。

最後、庭野平和財団の高谷忠嗣事務局長は、復興支援を検討したものの、これまでの助成領域（NPOによる国際的活動支援）から、寄付金が流出していることを懸念し、あえてこれまで通りの枠組みを維持しました。その一方で、同財団の持っているネットワークを活用して、さまざまな情報の受発信を行い、後方支援に務めたとのことでした。

引き続き、意見交換に入りましたが、特に焦点となったのは、どのようにして被災地のニーズを掌握するか、支援を行うときの理事会との関係、定款との関係、通常予算との関係をどうするのかといった論点が浮き上がってきました。

★懇親会

意見交換の終了後には、教弘会館ホテルグリーンパーク内の「ボラレー」に移動し、懇親会を行いました。社会安全研究財団の西中正明事務局長に乾杯のご発声をいただき、会員の方々の和やかな懇談が続きましたが、加藤記念バイオサイエンス振興財団江口有事務局長の一本締めで終わりました。

N 助成財団 ニュース News

福岡県地域福祉財団が実施した 助成研修への協力

平成23年11月16日（水）午後に、福岡県地域福祉財団（JFC会員財団）が、福岡県春日市にあるクローバープラザで開催した、助成業務に関する研修会に、JFCは田中専務理事、また直接の講師として本多事務局長代理を派遣し、協力いたしました。このような、東京・大阪以外での、助成業務についての研修会に参画するのは、JFCでも初めてのことで。

この研修会は、「第1回助成事業実務者研修会」と題して、福岡県地域福祉財団が組織したものです。対象は、福岡県内で助成を行っているTOTO水環境基金、福岡県国際交流センター、福岡市文化芸術振興財団、よかトピア記念国際財団、大牟田市市民部市民協働推進室、福岡市NPO・ボランティア交流センターなどの民間組織、公益法人、行政機関の実務担当者です。総勢で、16名が参加されました。

JFCの講師が担当したのは、「助成運営の基礎的考え方」、ならびに「フォローアップ（モニタリング）の重要性と方法」という助成実務のレベル向上を目指したプレゼンテーションで、これは基本的にJFCが最近定期的に開催している助成実務研修懇談会の内容と同じものです。プレゼンテーションののちには、質疑応答が行われました。講師が持参したフォローアップ（モニタリング）用のカルテ書式の内容、あるいは助成対象者と助成担当者との間の距離の取り方など、非常にハイレベルの質問が頻出し、助成担当者の抱える課題はいずれも同じという感を強く抱きました。また、研修会の後に実施した、参加者のアンケート結果を拝見しても、回答をいただいたすべての方から「大変役に立った」、あるいは「役に立った」というお答えをいただき、好評だったようです。

福岡県地域福祉財団が、このような企画を立案されたのも、その事務局スタッフが、JFC助成実務研修懇談会に参加された際に、「このような研修会を地元でも実施したい。」という問題意識を持たれたことがきっかけですから、これもありがたいことだと思います。

平成24年1月末には、「第2回助成事業実務者研修会」が実施されます。その際には、「公募とそれに向けての課題の整理」、「選考実務」というやはり助成実務のキャパシティ・ビルディングをねらったプレゼンテーションを行う予定です。

また、今回の福岡県でのこのような研修会をきっかけに、他県、特に東京・大阪へのアクセスが難しい地域での同種の研修会実施あるいは講師の派遣を積極的に考えていきたいと考えております。

最後になりますが、今回の研修会開催に尽力をされた福岡県地域福祉財団の皆さまへこの場を借りて、敬意を表したく存じます。

訃報

昨年11月末に前理事長であった松方康氏と、当センターの設立者でもあり、任意団体時代に理事長を務められた林雄二郎氏が相次いで、お亡くなりになりました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

松方康前理事長 逝去

さる2011年11月27日、松方康前理事長が腎不全のため逝去されました（享年78歳）。2005年4月に当センターの法人化後7代目の理事長として就任され、2010年5月まで務められました。折しも110年ぶりの我が国の公益法人制度改革の真只中にあつて、当センター自体の移行だけでなく、助成財団界に対しても強いリーダーシップを発揮されました。また、本誌にも「理事長対談」で、10回にわたりご登場いただきました。そこでは主として今後の助成財団の在り方や公益法人制度改革の動向等について各方面の方々と意見交換をされ、その内容は本紙に掲載され広く関係者に配布されました。



2005年6月 理事長対談にて
（本誌No.52 堀田力氏との第1回理事長対談）

林雄二郎初代理事長 逝去

さる2011年11月29日、林雄二郎初代（任意団体時代）理事長が老衰による心不全のため逝去されました（享年95歳）。林雄二郎氏は経済企画庁を経て東京工業大学教授であった1974年に設立された（財）トヨタ財団の専務理事に就任されました。そして早くから助成財団の重要性に着目され、1984年に当センターの設立検討委員会を立ち上げられました。1985年には任意団体として設立した当センター（設立当初は「助成財団資料センター」）の初代理事長となられ、法人化に向けて陣頭指揮をいただきました。1988年に財団法人となったことを機に理事長を豊田英二氏に譲られましたが、その後1995年までは評議員としてご助力をいただいていた。また2007年に当センターが編集発行しました『民間助成イノベーション』には巻頭言「フィランソロピーの実践のための七つの鍵」を執筆いただいています。



1986年11月第1回会員の集いにて



制度改革・移行についての個別相談と合わせて移行後の財団運営についての個別相談も実施中

当センターでは、公益法人制度改革における移行準備及び移行後の様々な財団運営に関する課題・問題についての個別相談を行っております。相談は、原則事前にご予約の上ご利用いただくことになっておりますが、当面FAXや電話、メールによるご相談も実施しておりますので、お気軽にご利用ください。

相談日時は、毎週原則として水曜日 午後1:00～5:00の間の最長1時間を目途とします。

2月の予定は以下の通りです。

2月1日(水)、2月8日(水)、2月15日(水)、2月22日(水)、2月29日(水)

『助成団体要覧 2012 ー民間助成金ガイドー』が発行されます。

隔年に発行しております『助成団体要覧』の2012年版が2月10日に発行されます。これは昨年の助成団体データベース調査を基に作成しました。掲載数は2010年版より47団体増え、1,148団体を収録することができました。ご協力いただきました助成団体の皆様に厚くお礼申し上げます。会員の皆様には1部贈呈いたします。また、掲載団体の皆さまには2割引で頒布いたします。発行後にご案内を差し上げますので、よろしく申し上げます。



編集後記

◆2012年も早1ヶ月が過ぎてしまいました。今回も発行が遅れましたこと、お詫び申し上げます。

◆東日本大震災からもうすぐ1年が経とうとしております。当センターでは昨年「東日本大震災支援基金」の募集を行い、8月に第1回(前号で紹介)、10月に第2回(今号で紹介)の配分を行いました。募金総額は795万円となり、その全てを主に被災した子どもたちのケア活動を現地で行っている12の団体に配付することができました。支援金の活動はこれにて終了いたしますが、引き続き現地と連絡を取り合って、助成財団が被災地の復興に向けて何ができるのかの情報を発信していきたいと思っております。

◆昨年11月に当センターの発足時とこのたびの新制度移行という2つの大きな節目にそれぞれ理事長として活躍いただいたお二人が相次いでお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈りするとともに、お二方のフィナンソロピーに対する思いを引き継いでまいりたいと思っております。

(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.73 February, 2012

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター

発行日 2012年2月9日

編集・発行人 田中皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail pref@jfc.or.jp